

●●公園○○事業

公募設置等指針

●年●月

●●市

※本ひな型は参考であり地方公共団体において適宜変更してください。

■用語の定義

<p>P-PFI</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。 <p style="text-align: center;">＜P-PFI のイメージ＞</p>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">民間が収益施設と公共部分を一体的に整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)</td> <td style="text-align: center;">広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">従前</td> <td style="text-align: center;">民間資金</td> <td style="text-align: center;">公的資金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新制度</td> <td style="text-align: center;">民間資金</td> <td style="text-align: center;">収益を充当 公的資金</td> </tr> </table>		民間が収益施設と公共部分を一体的に整備			カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)	従前	民間資金	公的資金	新制度	民間資金	収益を充当 公的資金
	民間が収益施設と公共部分を一体的に整備												
	カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)											
従前	民間資金	公的資金											
新制度	民間資金	収益を充当 公的資金											
<p>公募対象公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場、等 												
<p>特定公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。 												
<p>利便増進施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFIにより選定された者が占有物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔。 												

公募設置等指針	<ul style="list-style-type: none">• P-PFI の公募に当たり、都市公園法第 5 条の 2 の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。
公募設置等計画	<ul style="list-style-type: none">• 都市公園法第 5 条の 3 の規定に基づき、P-PFI に応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。
設置等予定者	<ul style="list-style-type: none">• 審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。
認定計画提出者	<ul style="list-style-type: none">• 公園管理者が、都市公園法第 5 条の 5 の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

(2) ●●公園の概要

(記載事項) 公園の概要(所在地、公園面積又は開設予定面積、都市計画上の規制等)や整備方針等を記載します。

※留意事項

- ・ 新設公園の場合、基本構想・基本計画等を策定済の場合はその概要を記載、もしくは参考資料として添付。
- ・ 公園の一部を提案対象とする場合、全体と提案対象となる部分が明確になるよう記載。
- ・ 対象公園が防災公園として位置づけられる(位置づけられている)場合は、自治体の地域防災計画における位置付け等を記載。

(3) 事業範囲

事業者には、●●公園において、以下の業務を行っていただきます。

- ① 公募対象公園施設の設置及び管理運営業務
- ② 特定公園施設の設計業務
- ③ 特定公園施設の建設業務
- ④ 特定公園施設の譲渡業務
- ⑤ 特定公園施設の管理運営業務
- ⑥ 利便増進施設の設置及び管理運営業務

※留意事項

- ・ ④～⑥については必要に応じて記載。

(4) 事業の流れ

① 公募設置等予定者の選定

本市は、応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い、公募設置等予定者を選定します。

② 公募設置等計画の認定

本市は、公募設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。また、本市は、当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。

公募設置等計画の認定後、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

③ 基本協定の締結

認定計画提出者は、公募設置等計画に基づき、本市との間で、協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務等を定めた「基本協定」を締結します。

※留意事項

- ・ 基本的な事項に関して定めた「基本協定」を締結した上で、その後の協議を踏まえてより内容を詳細化した「実施協定」を締結する場合は、実施協定の締結についても記載。

④ 公募対象公園施設の設置、管理運営

認定計画提出者には、都市公園法第5条に基づく設置管理許可により、公募対象公園施設の整備、維持管理及び運営を行っていただきます。

⑤ 特定公園施設の設計・建設、市への譲渡

特定公園施設に係る設計及び建設は、一旦、認定計画提出者の負担において実施していただき、整備完了後、本市が費用を負担し当該特定公園施設を取得します。

※留意事項

- ・ 必要に応じ、工事中の公園使用料の免除、工事完了の期限等を記載。
- ・ 市が特定公園施設の費用を負担しない場合、又は認定計画提出者が特定公園施設を保有したまま管理する場合など、費用負担方法が上記と異なる場合は、表現を修正。

⑥ 特定公園施設の管理運営

全ての特定公園施設の引き渡しを終了した時点において、市は、認定計画提出者を特定公園施設に係る「指定管理者」とすることを予定しています。

※留意事項

- ・ 当該公園全体の指定管理者とする場合、あるいは管理許可や業務委託等による場合は、その旨

を記載。また、認定計画提出者以外の者を指定管理者とする場合は、その旨を記載。

- ・ 段階整備とする場合、先行して引き渡しを行った特定公園施設の管理運営について記載。

⑦ 利便増進施設の設置、管理運営

認定計画提出者が認定計画に基づき設置する利便増進施設は、都市公園法第 6 条に基づく占用許可により設置し、認定計画に基づき管理運営を行っていただきます。

(5) その他

(記載事項) イベント実施に係る行為許可に伴う使用料や調整すべき関係者等、必要に応じて記載してください。

※留意事項

- ・ インフラ整備や警察協議等、公園新設に伴い必要となる内容を記載。

2. 公募対象公園施設等の設置等に係る事項

(1) 公募対象公園施設の種類

(記載事項) 公園の基本計画やマーケットサウンディングの結果等に基づき、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の2に規定されている公園施設の内から、公園管理者が設置を求める施設を具体的に記載します。

●●施設など、●●公園の賑わい創出に資する収益施設を提案してください。

(2) 公募対象公園施設の場所

(記載事項) 公募対象公園施設を設置できる場所、又は管理対象となる施設の場所を明示します。

別添資料「公募対象施設が設置可能な区域」に示す区域(○○㎡)内で、適当な設置場所を提案してください。詳細は別添資料「位置図」を参照してください。

建築可能面積	●㎡
現況	
都市計画等による規制	

※留意事項

- ・ 具体の場所が分かるよう、図面を添付。
- ・ 当該都市公園の区域内の任意の場所に設置可能とする場合は、その旨を記載。
- ・ 既存の公園施設を活用する場合は、当該施設の場所や面積等の概要を記載。

(3) 設置又は管理の開始の時期

公募対象公園施設の設置管理許可は平成●年●月からとなる予定です。

(4) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

公募対象公園施設の使用料の最低額は以下のとおりです。年間使用料(税抜)及び対象面積を提案してください。

公募対象公園施設の使用料の下限	●円/㎡年 以上
-----------------	----------

※留意事項

- ・ 施設用途や設置場所、設置期間(通年/期間限定)等によって異なる使用料を設定する場合は、その旨を記載。

(5) 特定公園施設の建設に関する事項

(記載事項) 事業者が建設すべき特定公園施設の位置、種類、仕様、数量などについて、可能な限り具体的に示します。必要に応じ、別途要求水準書を作成し提示します。

① 特定公園施設の建設について

(例)

- m²以上の芝生広場を整備してください。
- 照明施設、サインを整備してください。
- 来園者が快適にくつろげるような空間を提供できる提案としてください。
- 混雑時の各動線（通行者と公募対象公園施設待合者等）の機能性及び安全性に配慮してください。
- バリアフリーについて、●●条例に基づいた計画としてください。
- 環境負荷低減、建物リサイクル等環境保全に配慮した提案としてください。
- 特定公園施設の設計は、以下の技術基準等に従って実施してください。
 -

※留意事項

- 対象公園が防災公園として位置付けられる（位置付けられている）場合は、設置が必要な防災施設等について記載。

② 市による特定公園施設の整備費用の負担

市が負担する費用の上限額は以下のとおりとします。

■市が負担する費用の上限額 ●●千円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、市が提示する整備条件以上の整備を行う部分についての費用は認定計画提出者の負担となります。

※留意事項

- 予算の議決等の状況に応じて、適宜但し書き等を記載。

(6) 利便増進施設の設置に関する事項

※留意事項

- 利便増進施設の提案を可としない場合は、その旨を記載。

① 利便増進施設の設置について

利便増進施設を設置する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所等を提案してください。設置できる施設は、自転車駐車場、地域における催しに関する情報提供のための看板・広告塔です。

② 利便増進施設を設置する場合の占用料

利便増進施設を設置する場合の占用料は以下のとおりです。

■占用料 ●●円/m²年

(7) 都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置

(記載事項) 特定公園施設など周辺の園地における清掃、植栽管理等日常的な維持管理について求める内容を記載します。認定計画提出者を特定公園施設の指定管理者とする場合や、業務委託等により認定計画提出者に特定公園施設の維持管理を委ねる場合は、当該業務に関する要求水準や費用について記載します。

① 公募対象公園施設及び利便増進施設周辺の園地等に係る清掃等に関する事項

公募対象公園施設及び利便増進施設の周辺の園地等について、認定計画提出者の負担で清掃、植栽管理等の日常的な維持管理を実施する園地等の範囲及び維持管理の内容について提案してください。

② 特定公園施設の管理運営に関する事項

本市は、認定計画提出者を特定公園施設に係る指定管理者とすることを予定しています。指定管理者としての業務については、別紙●「●●公園維持管理業務仕様書」に従うこととします。

③ 市による特定公園施設の管理運営費用の負担

指定管理業務に係る管理運営費用は、市から支払う指定管理料、公募対象公園施設からの収益等により賄ってください。市が負担する指定管理料の上限額は以下のとおりとします。

■市が負担する指定管理料の上限額 ●●千円／年（消費税及び地方消費税を含む。）

※留意事項

- ・ ②、③は相当程度の規模の特定公園施設の整備を想定した記載であり、管理許可、業務委託等、指定管理者以外の管理運営手法による場合は、その旨を記載。指定管理者制度の活用に当たっては、議決を経て決定される旨等を記載。

(8) 認定の有効期間

公募設置等計画の認定の有効期間は、公募設置等計画の認定日から平成●年●月までとします。

なお、公募対象公園施設の設置管理許可期間は、許可日から平成●年●月●日までとしますが、本市は、当該期間内に認定計画提出者から設置管理許可の更新の申請があった場合は、上記認定の有効期間内で許可を与えることとします。ただし、設置管理許可期間には、公募対象公園施設の設置や撤去（原状回復）の期間も含まれます。

※留意事項

- ・ 20年を上限に、認定の有効期間を記載。
- ・ 認定計画提出者を指定管理者として指定する場合は、指定管理期間についても記載。

- 認定の有効期間終了後、撤去（原状回復）とせず、設置管理許可を行う場合があることを想定する場合は、その旨を記載。

3. 公募の実施に関する事項等

(1) 公募への参加資格

(記載事項) 各自治体の契約関連規則等を参考に、応募の制限や資格要件等を記載します。(以下は記載例となります。)

① 応募の制限

次の項目のいずれかに該当する方は、応募することができません。

- ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てを受けている法人
- イ 当該法人の設立根拠法に規定する解散または精算の手続きに入っている法人
- ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する法人
- エ 応募の日から、公募設置等予定者決定通知日までの間に、●●市指名停止要綱第●条第●項による指名停止を受け、当該指名停止期間を経過していない法人
- オ 最近の 2 年間に於いて、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）
- カ 暴力団の排除に関し、次のいずれかに該当する法人
 - a. 応募の日から公募設置等予定者決定通知日までの間において、●●市暴力団等排除措置要綱第●条に規定する暴力団排除措置の対象である法人。（本件については、当該合意書における「契約等」に準じて取り扱うものとします。以下同じ。）
 - b. 応募の日以前において、●●市暴力団等排除措置要綱第●条に規定する排除措置の対象であった法人。ただし当該排除措置の対象外となった日から 3 年を経過した法人を除く。
- キ 選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している法人

② 応募者の資格

- ア 応募者は法人（以下「応募法人」という。）又は法人のグループ（以下「応募グループ」という。）に限ります。
- イ グループで応募する場合は、公募対象公園施設を設置し、かつ所有する法人として、代表法人（他の法人は構成法人とする。）を定めてください。
- ウ 応募法人又は応募グループを構成する代表法人及び構成法人（以下「応募法人等」という。）は、直近決算において債務超過でないこととします。
- エ 応募法人等の中で、特定公園施設の管理・運営業務を実施する法人を定めてください。当該法人は、特定公園施設の管理・運営について、過去●年以内に本業務と類似した管理・運営実績を備えることとします。
- オ 応募法人等の中で、公募対象公園施設及び特定公園施設の設計及び監理業務を実施する法人を 1 社以上定めてください。当該法人は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること、過去●年以内に公園または

広場の設計・監理実績を備えることとします。

カ 応募法人等の内で、公募対象公園施設及び特定公園施設の建設業務を実施する法人を1社以上定めてください。当該法人は、平成●年度及び平成●年度●●市競争入札参加資格審査において、申請区分「工事の請負」、申請業種「建築工事」の競争入札参加資格を有すると認定された者であり、かつ建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていることとします。また、過去●年以内に公園または広場及び商業施設の建設工事实績を備えることとします。

キ 代表法人は公募対象公園施設の整備及び特定公園施設の整備・譲渡について、当該業務を遂行する責務を負うこととします。

③ 応募条件

- ・ 応募法人は、他の応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。
- ・ 同時に複数の応募グループにおいて、応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。

（2）設置又は管理の許可

（記載事項）設置等予定者の選定から、公募対象公園施設の設置管理許可までの手続き、許可条件等を記載します。

（3）提供情報

（記載事項）公募設置等指針と併せて提供する情報について記載します。

公募設置等計画の作成にあたっては、以下の資料を参照してください。（以下は記載例となります。）

参考資料1：公園平面図

参考資料2：対象区域図

参考資料3：既設埋設管位置図

参考資料4：地質調査結果

参考資料5：埋蔵文化財位置図

参考資料6：工事の留意事項

参考資料7：公園の利用者数

参考資料8：公園利用者のアンケート結果

参考資料9：・・・

（4）事業破綻時の措置

（記載事項）認定計画提出者による公募対象公園施設の運営が困難となった場合の措置の内容について記載します。例えば、自治体の承認により別の民間事業者が事業を承継させること、事業開始時に公募対象公園施設の撤去費に充当するための保証金を預かる

ことなどが考えられます。

認定された公募設置等計画の有効期間内に認定計画提出者による事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、認定計画提出者は本市の承認を得て、別の民間事業者に事業を承継させることとします。

(5) 都市開発資金の貸付けに関する事項

(記載事項) 都市開発資金の貸付けを希望する事業者に対して資金の貸付けを予定している場合は、その旨を記載します。

4. 公募の手続きに関する事項等

(1) 日程

公募設置等指針の交付	平成●年●月●日 (●) ～平成●年●月●日 (●)
公募設置等指針等説明会申込期限	平成●年●月●日 (●) ●時まで
公募設置等指針等説明会	平成●年●月●日 (●)
質問書受付	平成●年●月●日 (●) ～平成●年●月●日 (●)
質問書回答	平成●年●月●日 (●) までに回答
公募設置等計画の受付	平成●年●月●日 (●) ～平成●年●月●日 (●)
プレゼンテーション	平成●年●月頃
公募設置等予定者等の通知	平成●年●月頃
公募設置等計画の認定	平成●年●月頃
基本協定締結	平成●年●月頃
認定計画提出者による工事	平成●年●月頃～平成●年●月頃
供用開始	平成●年●月頃

(2) 応募手続き

(記載事項) 各応募手続きについて、実施日時 (期間)、実施場所、申込の要否、提出資料、提出方法等を記載します。

① 公募設置等指針の交付

公募設置等指針については、以下のとおり配布します。

配布期間：平成●年●月●日 (●) ～平成●年●月●日 (●)

配布場所：●●市 ●

※留意事項

- ・ 市のウェブサイトからのダウンロードによる場合は、その旨を記載。

② 公募設置等指針等説明会

公募設置等指針等説明会を以下のとおり開催します。説明会に参加される場合は、事前に申し込みが必要ですので、以下のとおり申し込みをしてください。

使用様式：様式1「公募設置等指針等説明会 参加申込書」

申込期限：平成●年●月●日 (●) ●時まで

申込方法：電子メール

アドレス：・・・

申込先：「●●公園○○事業」担当

開催日時：平成●年●月●日 (●) ●時～●時

開催場所：

参加人数：1社あたり●名まで

③ 公募設置等指針に対する質問及び回答

(記載事項) 質問に対する回答の共有方法についても記載します。

本指針の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出してください。

回答内容については、本指針と同等の効力を持つものとします。

使用様式：様式2「質問書」

受付期間：平成●年●月●日(●)～平成●年●月●日(●)まで

提出方法：電子メール

※件名(subject)は「●●公園質問」と記載してください。

アドレス：●

提出先：・・・

回答日：平成●年●月●日(●)までに回答

回答方法：質問書を提出された方全員のメールアドレスへ回答します。

※留意事項

- ・ 事前の応募登録等を質問書提出の条件とする場合は、応募登録の手続き等について記載。

④ 公募設置等計画等の受付

公募設置等計画等を以下のとおり受け付けます。

公募設置等計画等は、以下の注意事項及び公募設置等計画等関係書類一覧に従って提出してください。なお、受付期間内に受付場所に到達しなかった公募設置等計画は受理しません。

使用様式：「公募設置等計画等関係書類一覧」の通り(指定のない場合は任意様式)

受付期間：平成●年●月●日(●)～平成●年●月●日(●)まで

受付場所：・・・

提出方法：受付場所へ持参

<公募設置等計画等作成の注意事項>

- ・ 公募設置等計画等の提出は1応募法人(1応募グループ)1提案とします。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ・ 関係法令及び条例を遵守し、かつ本指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で公募設置等計画等関係書類を作成してください。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とします。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の提出後の変更は認めません。
- ・ 必要に応じて公募設置等計画等関係書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。

す。

- ・ 「4. 公募設置等計画」は1～3と分け、A3判横書き、左綴じとし、ページを付して提出してください。
- ・ 明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。

公募設置等計画等関係書類一覧

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1. 誓約書	様式●	1部	1部
2. 応募制限関連書類（応募グループにあつては、代表法人及び構成法人のすべてについて提出）		—	—
（1）定款又は寄付行為の写し		1部	1部
（2）法人登記簿謄本及び印鑑証明		1部	1部
（3）役員名簿		1部	1部
（4）法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税納税証明書 ※未納がない証明でもよい。		1部	1部
（5）財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（純資産変動計算書）、キャッシュ・フロー計算書（作成している法人のみ）、注記等」（直近3年間）の写し ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。 ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表		1部	1部
（6）事業報告書・事業計画書等 ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。		1部	1部
（7）財務状況表		1部	1部
3. 応募資格関係書類（該当する法人について提出）		—	—
（1）一級建築士事務所登録を証する書類の写し		1部	1部
（2）設計・監理実績を証する書類		1部	1部
（3）特定建設業許可通知書の写し		1部	1部
（4）建設工事实績を証する書類		1部	1部
（5）管理運営の実績を証する書類		1部	1部
4. 公募設置等計画			
（1）事業の概要 ①事業の実施方針			

②事業実施体制 ③施設の配置計画 ④施設の管理運営計画			
(2) 設置又は管理の概要 ①公募対象公園施設の設置又は管理の目的 ②公募対象公園施設の種類、場所 ③公募対象公園施設の設置又は管理の期間			
(3) 公募対象公園施設の構造、施工計画等 ①公募対象公園施設の構造（建築概要） ②公募対象公園施設の工事实施の方法 ③公募対象公園施設の工事の時期 ④建築一般図（配置図、各階平面図、立面図、断面図等） ⑤イメージパース（外観パース、内観パース）			
(4) 公募対象公園施設の使用料の額			
(5) 特定公園施設の建設に関する事項 ①特定公園施設の建設内容 ②特定公園施設の建設に要する費用の負担の方法			
(6) 利便増進施設の設置に関する事項 ①利便増進施設の内容			
(7) 都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置 ①管理運営計画 ②指定管理料及び費用内訳			
(8) 資金計画及び収支計画			

※留意事項

- ・ 公募設置計画等の作成にあたっての注意事項も記載。（一般的な事項の他、作成サイズ、部数、提案者名称の記載可否等を想定）

(3) 事務局

●●市 ●●課

「●●公園整備・運営等事業」担当

住 所：

電 話： / FAX：

メールアドレス：・・・

(4) 受付時間

公募設置等計画等の受付を含め、すべての事務取扱は、午前9時から正午まで及び午後1時か

ら午後5時までとします。

(5) 審査方法等

(記載事項) 第一次審査、第二次審査等、審査の流れや内容、プレゼンテーションの有無、選定結果の通知方法等について記載します。

① 審査の流れ

以下の手順に従って審査します。

ア 第一次審査

(記載事項) 提出された公募設置等計画が、本指針に照らして適切なものであること等を確認します。以下の記載は例ですので、必要に応じて設定してください。

提出されたすべての公募設置等計画等について、法第5条の4第1項に基づき、以下の点について審査します。

a 参加資格の確認

応募者が、資格等を満たしているかを審査します。

b 法令遵守に関する審査

公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

c 本指針に照らし適切なものであることの審査

公募設置等計画等が本指針に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は以下のとおりです。

- ・公募設置等計画が、本指針で示した目的や場所等と適合していること
- ・記載すべき事項が示されていること
- ・認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること

イ 第二次審査

第一次審査を通過した提案について、「●●公園○○事業 公募設置等予定者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、③で示す評価の基準に沿って審査します。応募者には、選定委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーションの日時、場所等は、事務局から連絡します。

なお、応募者が多数の場合は、プレゼンテーション対象者を数社程度に絞ることがあります。

② 選定委員会

本市は公募設置等計画の審査にあたり、選定委員会を設置します。

選定委員会では、応募者から提出された公募設置等計画について③の評価項目、内容に基づき審査を行い、最優秀提案及び次点提案を選定します。

なお、審査の結果によっては、最優秀提案、次点提案の一方又は両方について、該当案なし

とする場合があります。

選定委員会の委員は以下のとおりです。

<選定委員会委員>

(敬称略)

	氏 名	所 属
委員長		
委員		

※留意事項

- ・ 委員会を設置しない場合は、意見を聴取する学識経験者の氏名・所属を記載。

③ 評価の基準

本市は、提出された公募設置等計画について、以下の評価項目に沿って評価を行います。

<評価の項目、内容>

評価項目	評価の視点	配点
事業の実施方針	当該都市公園の特性等を踏まえた事業運営の基本的考え方について評価する。	
	地域との連携方針について評価する。	
事業実施体制	応募法人等の役割分担・実績・財務健全性について評価する。	
	業務の実施体制、緊急時の連絡体制、人員の配置について評価する。	
施設の整備計画	公園利用者の利便の向上に資する施設整備計画について評価する。	
	景観、バリアフリー等への配慮について評価する。	
	特定公園施設の建設に係る品質確保について評価する。※特定公園施設の規模が大きい場合。	
施設の管理運営計画	公園利用者の利便の向上に資する管理運営計画について評価する。	
	災害発生時の対応など安全・安心に配慮した管理計画について評価する。※防災公園の場合等。	
事業計画	持続的な資金計画、収支計画について評価する。	
	事業撤退等に至ると想定されるリスクと対応方針について評価する。	
価額審査	特定公園施設の建設に要する費用のうち、本市が負担する額について評価する。	

	公募対象公園施設に係る使用料の額及び指定管理料の額(※指定管理料の提案を行う場合。)について評価する。	
--	---	--

※留意事項

- ・ 項目毎に点数配分するなど、可能な限り定量的に記載。
- ・ 上記の例では、一般的な事項を記載しているが、整備計画、管理運営計画に係る評価については、公園管理者が期待する機能や役割等に基づき、より具体的に記載することも考えられる。また、価格審査については、市が特定公園施設の整備費用の負担の上限を定めた上で提案を求めることを想定しており、整備段階と管理運営段階を分けるという観点から整理したもの。

④ 結果通知

選定結果は、速やかに応募法人及び応募グループの代表法人に文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果は審査講評（概要）とあわせて、本市ウェブサイトで公表します。

⑤ 選定委員会の委員への接触の禁止等

応募法人等が、最優秀提案及び次点提案選定前までに、選定委員会の委員に対して、本事業提案について接触を行った場合は、失格となることがあります。

また、本指針配布日から公募設置等予定者決定通知日までは、応募法人等に問わずいかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せには、お答えできません。

(6) 公募設置等予定者等の決定

(記載事項) 次点の取扱い等についても記載します。

本市は、選定された最優秀提案を提出した応募法人等を公募設置等予定者として、また、次点提案を提出した応募法人等を次点者として決定します。本市が公募設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、あるいは公募設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が公募設置等予定者としての地位を取得します。

なお、審査の結果によっては、公募設置等予定者、次点者の一方又は両方について、該当者なしとする場合があります。

(7) 公募設置等計画の認定

本市は、公募設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

(8) 契約の締結等

① 基本協定

本市は、認定計画提出者と本事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定を締結します。基本協定の案は別紙●のとおりです。

② 設置管理許可

認定計画提出者は、本施設の工事着手前に、公募対象公園施設の設置管理許可を得る必要があります。

③ 特定公園施設建設・譲渡契約

認定計画提出者は、本施設の工事着手前に、本市と「特定公園施設建設・譲渡契約」を締結します。特定公園施設建設・譲渡契約の案は別紙●のとおりです。

※留意事項

- ・ 基本協定、特定公園施設建設・譲渡契約については、目的、当事者、期間等の概要を記載、または、案を添付。実施協定を締結する場合は①の後に記載を追加。

④ 指定管理者の指定

認定計画提出者は、本市による指定管理者の指定を受け、特定公園施設の管理運営を行っていただきます。ただし、指定管理者の指定は、市議会で可決されることを前提とします。

※留意事項

- ・ 認定計画提出者を指定管理者として指定しない場合は記載不要。

(9) 法規制等

(記載事項) 遵守すべき法規制や関連条例等について記載します。

- ・ 提案内容は、都市公園法、●●市都市公園条例、建築基準法、消防法、その他各種関係法令等を遵守してください。
- ・ 事業の実施に当たり必要な許認可の取得や手続きについては、事業者の負担により実施してください。